

論説

2015.3.9

原発事故という未曾有の災禍にあって日常を壊された福島の人に十分な賠償を支援がされてきたとは言えない。福島に苦悩を帯びてしまっている人は多い。

原発事故収束のメドすら立たない福島県では、いまだ十二万人が県内外での避難生活を余儀なくされている。五年で二六・三兆円の復興予算の多くは道路や港湾などのインフラ整備が中心だ。目に見える部分の復興は進んでも、肝心な人々の生活の復興・再建は大幅に遅れている。

賠償責任果たす義務

古里に帰れず、先の暮らしを見逃せない人々の苦悩は、時の経過とともに遂に深まっている。

新たな土地で生活の基盤を築くにはきちんとした賠償が必要となる。

しかし、東京電力はこの間、賠償に誠実な対応とは言えない。国の指導も足りた。

町全体が避難困難区域に指定された浪江町では二〇一三年春、町民一万五千人が月十万円の精神的慰謝料の増額を求め集団申し立てを原発ADR(裁判外紛争解決手続)で行い、一律五万円増の和解案が示された。だが和解案には強制力がなく、東電は受け入れを拒み続けている。

申し立ては高齢者も多く、すでに大勢の人が亡くなっている。

原発ADRは被災者に裁判と比べて重い負担を負わせず、早期に賠償問題を解決するために導入されたものだ。その趣旨に照らして出された和解案だ。東電はこれ以上解決を遅らせてはならない。国はADRの仲介に強制力を持たせる仕組みを作るべきだ。

ADRだけでは金銭賠償の解決が期待できない。裁判所に訴える動きも相次ぐようになった。

「生業訴訟」と呼ばれる集団訴訟がそのひとつ。故郷を返せ、生活を返せ」として北海道から福岡まで七地域・支団で精神的慰謝料の支払いが訴えられている。

広がる生業訴訟

「あなたが訴訟の原告は、南相馬中小地区から横浜に避難した村田弘太郎(せむぎ)百七十四人。七割は国が避難指示区域に指定した地域の人だが、三割は福島市や郡山市など避難指示区域外からの、いわゆる「自主避難者」だ。

国の線引きをどうも、自らの判断で避難を決めた人たちに、たとえ被害の実態が同じでも避難指示区域の人と区別される精神的慰謝料はない。避難生活は自己負担、夫は福島に残り妻が避難する二重生

活者が多い。

賠償も慰謝料もなく、経済的に追い詰められる人々を「自らの選択だ」といって放置していいのか。村田さんは自主避難者も含めた一律賠償を求めている。

「原発事故の時、どこに住んでいたかで国は賠償に差をつけた。でも日常生活や地域のつながりを突然奪われた痛みはみな同じ。被災者を分断してはならない」

国が定めた五年の集中復興期間の終了に歩調を合わせるように、東電は商工業者に対して支払う営業損害賠償も来年二月に打ち切る方針を示した。だが、避難指示区域にある事業者のうち、業務再開できたのは約半分。事故前の水準に戻ったのは音無だ。原発禍からの回復の困難さは想像を絶する。

国や東電は一刻も早く賠償を終わらせ、復興の実績を作りたがったが、一定の時間がたつたことだけで賠償を打ち切るのは、現実を見ていない。被災者の切り捨てというほかな。

復興庁が発表した住民意向調査では、大熊、双葉、富岡、浪江の原発周辺四町で避難指示解除後に「地元に戻りたい」と答えている人は一一割に上った。飯館町でも三割だ。

古里に帰りたいと願う高齢者の思いは簡単すぎる。でも除染に限界があることもわかっていた。放射線量はどこまで下がるのか。仕事はあるのか。人口減少した町で経済、医療、教育は成り立つのか。不安な場面に突っ込んでいく子育て世代には考えられなくなっている。「帰郷したい」の復興計画に「たわもた」は無理がある。

今立ち返るべきなのは、大震災の一年後に全国会議員の賛成で成立した「子ども・被災者支援法」の理念だ。

「避難する権利」こそ

チェルノブイリ法を前半本にいた同法は「避難する権利」を認めていた。地元を離れて移住した人でも個別のニーズに沿って、生活や医療、教育、就業などの支援を国に求めた。

仕事がなくして働く意欲を失ったり、養子での別居で夫婦の不仲や離婚に直面する人も多い。子どもも心も傷ついている。

苦境を乗り越え、みんなが安心して暮らせるようになった日が福島の日だ。一人一人の生活再建を思い、国や東電の覚悟がある。私たちがそのことを求めているのではない。

福島の苦しき正面から